



哲学会誌

第 XIII 号

ギリシアの政治 松居正俊 1
—三つの体制の意味—

「中論」について 矢本利則 10

1978

弘前大学哲学会

ギリシアの政治

—三つの体制の意味—

松居正俊

昔のギリシア人は国家体制は大きく分けて三種類に分かれると考えたようである。すなわち単独者支配制、少數支配制、多数支配制の三種である。プラトンやアリストテレスは、こうした大括みな分類だけでは満足せずに、もうすこし細かな分類を試みたり、あるいは、単なる数の問題とは違った別の原理にもとづいた分類を導入したりしているが、大筋のところでは、この三分説を有効と考えていたようである。では、単独者支配制、少數支配制、多数支配制とは、それぞれどういうものなのであるか。それは読んで字のごとく、単独者一人が支配する体制、少數の特權者が支配する体制、多数の民衆が支配する体制をいうのであって、特別の説明は要らない自明の事柄であるとも考えられよう。

しかし一步踏みこんで考へると、そう簡単には云えないと考へる。そもそも支配とはどういうことなのであるか。昔のギリシア人に倣つて、一応それは「決定を下すこと、命令を下すこと」と定義してよいかと思う。ところでこの決定にはさまざまなレヴェルでの決定があることは言うまでもない。ツキジデスの『歴史』から例

をとると、たとえば「スバルタと開戦すべし」という決定がある。「シュラクサイに遠征すべし」という決定がある。「アルキビアデスを逮捕すべし」という決定がある。では、これらのそれぞれレヴェルを異にする決定の間の関係はどのようなものであろうか。一つの決定が下されると、あとは自動的必然的につまり他にありようのない仕方で決まってゆくのであろうか。そうは考えられない。今の例からも窺えるように、それぞれの決定は上位の決定をうけつきながらも、そこにはいくつかの可能性のなかでの選択がなされている。つまり、それぞれの決定はそれぞれに独自の決定という一面を持つている。だとするとそれらの決定はいずれもが、他をもつてしては代え得ない仕方で支配というものの内実をなしていると云わなければならない。とすると、たとえば単独者支配制とは、厳密に云えば、国事百般にわたる無数の決定をその末端にいたるまで単独者が一人で何もかも決定する体制でなければならない。そのようなことは物理的に不可能である。単独者はそれらの決定の多くをどこかで放棄して誰かに委ねざるを得ないのである。アリストテレスにおいて、「単独者周辺のもの」とか「その一派のもの」とかいう云い方がされている者たちが、どうしても必要になるのである。つまり、たとえ強固な単独者支配制とみえるものにおいても、少數グループの支配関与は不可避の事実と云わなければならぬ。このことはギ

リシア流に言うと、単独者支配制には必ず少数支配制が混入しているということである。

この事実はまた別の面からもたどることができる。単独支配者は、たとえ全ての決定を自らが下したとしても、それが実際に行なわれ、まもられているかどうかを全局面にわたって自分で確かめることもできなければ、自分の力だけで人々にそれを強制することもできない。

そのためには、人々を監視し、場合によっては強制力を揮う者たちを必要とするのである。ギリシア流に云うと親衛隊とか守備隊の力を必要とするのである。ところが一般の民衆は、そうした力の背景によつて服従させ得たとしても、守備隊なり親衛隊なりの実権を掌握しているボスたちは、力の実質はかれら自身が握っているのだから、力の威嚇によつてかれらを潛伏させることは理屈上不可能である。かれらを動かすには力とは別のもの、プラトン流に云えば説得によつて動かすしかない。これは平たく云えば利得と名譽によつて動かすということである。そしてそれは支配の一端、決定の一端にかれらを加えるという形で行なわれるのが普通である。単独者支配制における少数支配制の混入の必然性はこの面からも出てくる。

しかし単独者支配制においては、たとえ少数グループの支配関与がみられるとしても、その程度は多寡が知れているのではないか、というのは最高レヴェルの決定だけはとにかく単独支配者の方寸から出ているからだ、と

こう考えられるかもしれない。しかし、これも簡単には云えないのではなかろうか。単独支配者は自分の見解をつくりあげて決定を下す際に、周囲から聴取する情報に頼らなければならぬ部分が大きいのである。取り巻き達は、彼にあたえる情報やアドバイスを通じて、その決定に微妙な影響を与えることができる。いや、できるのではなくその影響関係は必然だと云わなければならない。単独支配者が取り巻きの影響から全く独立して、いわば真空中の中におけるが如く、自己いちにんの熟慮にもとづいて、自己いちにんの見解を抱くにいたるなどということは全くの空想にすぎない。単独支配者の典型的のように云われるある人物について次のようなことが云われている。「彼は自分の眼によつてと/or、むしろ人に与えられた眼によつて物事をみている。彼の見解、彼の政策はお、むねひとに与えられたもの、ひとに示唆されたものだ」とこういわれている。これは、当時彼の宫廷にいた一外国人の觀察であるが、同じことは程度の差こそあれ、あらゆる単独支配者について云えるのではなかろうか。我々は外見に欺かれてはならない。世に単独者支配制、独裁制と呼ばれるものも、その実体はむしろ少数支配制と呼ぶほうが真相に近いのではないか。

しかし、このことは、単独者支配制についてのみならず、また多数支配制についても指摘できると思われる。B.C.五〇七年のクレイステネスの改革以来、アテナイをモデルとして全ギリシアにひろがつた古典的民主制へ

多数支配制）といふものは、民衆の支配、民衆の決定権をまもることに極度に敏感であった。彼らは、現行の官僚機構のような多大の決定権をもつ職業的集団の存在を許すことはなかつたのである。軍閥のごときものを許さなかつたのは云うまでもない。また、伝統的な由緒ある組織、たとえば今流に云うと貴族院議院にあたるアレイオスパゴス評議会などは、その存続を許しながらも、実権は無に近いところまで引き下げてしまったのである。そこには全市民の集会たるエックレーシア（国民議会）と、それを助ける政府執行部・ブーレーと、この二者による完全な支配、完全な決定が行なわれていたと、こう一応は云えるかもしれない。しかし、そこには、はからざる形で少数者の支配がしひこんでいたのである。それは民主制の根本条件たる言論の自由に起因するものである。アテナイにおける言論の自由がどの程度のものであつたかは、たとえば、アリストパネスの喜劇を繙いても容易に窺い知ることができる。それは実に驚くべき高度のものであつたと云わなければならない。四二四年に上演された「ヒッペイス」（騎士、ナイツのことだが）、これなどは、当時の最高実力者たるクレオーンを舞台にのせて、痛快きわまるデフォルメと揶揄を加えているのである。面白いことは、この喜劇の上演が災いしてアリストパネスに迫害が及んだという形跡の全くないことは勿論として、完膚なき痛撃をくらつたはずのクレオーンの方

も、そのために人気を落とした氣配は全くないことである。それのみか、四二二年にはアテナイ陸軍の総帥にえらばれてトラケ地方に遠征している。それはともかくとして、どんなことでも云えたのである。プラトンもその対話篇で、くり返しまき返しデモクラシーを痛烈に批判したことは周知のとおりである。民衆を鈍いところのある馬にたとえたり、半狂人の集まりのように云つたりしながら、それでもプラトンの身に筆禍がおよんだという話はきかない。そうした、ほんどのかかる言論でも許される、否むしろ奨励される精神的風土で発達したのが弁論術であり、それを武器として絶大な力を揮つたのが、いわゆるデマゴーグである。かれらは弁舌を武器に、主として民衆のエモーションにはたらきかけてその意思を左右し、それによつて事実上の国政の決定者、事実上の支配者となり得たのである。アリストテレスも、単独支配者とその取り巻きの関係は、すなわち民衆とデマゴーグの関係にひとしいと云つてゐる。

しかし、そのデマゴーグを別にしても、デモクラシー、多数支配制には、少数支配制に傾斜する内的素因があると云われている。どういうことかと云うと、一般民衆というものは、支配の権利、国政決定の権利が自分たちの手中にあるということ、また自分たちは誰でも欲しさえすれば國家の役職につく資格をもつてゐるということ、こうしたことをたゞ権利的に保証されていさえすれば、

それで満足するのであって、実際にそつすることまで欲するわけではないということである。つまり、集会ごとにエックレーシアに出掛けたり、国家の役職に携つたりして時間をとられることを欲するわけではないということである。むしろ、そういうことに熱心な人、ギリシア流に云えば名譽欲の旺盛な人が居れば、喜んで彼らにまかせて自分たちはそれぞれ自分たちの仕事に専念したいのである。アテナイのデモクラシーにおいては、国政の最高機関は全市民の集会たるエックレーシアである。市民は、富、家柄、職業によつて差別されることなく、一様に一票の投票権と、平等な発言権および議事提案の権利を有していた。云うまでもなく直接制民主主義である。そして一年は十の会期（ギリシア語でブリュタニアと呼ばれる）、その十の会期にわかれ、それぞれの会期には四回の集会が開催される慣わしであったというから、一年間には都合四十回の集会が催されていた勘定になる。ところで、B.C.四百年頃のアテナイ市民の数は約四万と推定されている。それで、その四万の市民のエックレーシア出席率はどうであつたかが、今、我々の関心的となる所である。残念ながら、正確な数字は豊富には残されていないが、約六千という数字が残つている。とにかく出席率は芳しくないのが常態であったということ、そのため出席者は報奨の意味をこめて一・五ドラクマの公務手当が支給されていたという記録が残つている。今、我々は政治意識過多の時代にいる。新聞は選挙の投

票率が何%を割つたとか割らぬとか云つて騒いだり国民を叱つたりしている。しかし、そうした腰の重さ、そうした非積極性は悪徳でもなければ時代の病弊でもない。それはいつの時代においても、あたり前な人間のあたり前な反応だつたと云つて差支えないのでなかろうか。イギリスには「政治に熱心にならぬとき政治はうまくゆく」という諺があるそうである。このことをプラトンは、政治に背をむけることが最高に政治的なことだというパラドックスの形で云い表わした。民衆の健康な政治的消極性といふものは、そうしたプラトン的精神の素朴な原型であつて、ゆとりある人間的な社会をうむ上でのむしろポジティヴな美質なのである。しかし橋には両面があるのである道理である。その美質がまたデモクラシーにおいて少数者の跳梁をゆるす素地にもなるわけである。プラトンの『ソクラテスの弁明』や『ゴルギアス』などを読むと、そうした状況から生まれてきた、職業的政治家としか呼びようのない人物が登場てくる。では、この政治家たちは、デモクラシーの枠組みの中で、どのよくな力を揮つたのだろうか。その前にアテナイの民主政治のしくみをごく簡単に見てみたい。

アテナイの民主制はエックレーシアによる支配である。ではそのエックレーシアはどういう作用、どういう機能を果していたのだろうか。今日の我々は、国政の最高機関の一義的作用といえば、まず立法を思い浮かべるのが普通であるが、ギリシアの国家においては、立法はそつ

ざらにおこりうることではなかつた。法律は何か永遠的なものと見做され、改変したり後からつけ加えたりすることは軽々にはなし得ないものと考えられていた。「法は石に刻むべきもの」という言葉はそうした精神を云い表わしたものである。法・ノモスについてはそつだが、これに対して個別的なケースを扱うドグマ（法令と訳すのだろうか）、これの発令はエックレーシアの不斷に行なつてゐた所である。このことにたいしてきびしい批判をなす論者もある。つまり、ノモスはできるだけ簡単な形にとどめておいて、あとはその都度その都度のドグマによつて事を処理しようとする傾向が、古代デモクラシーの頽廃を招いたのだ、といふのである。果してそうかどうか、これは簡単に云えないと思われる。法律をビッシリと細部まで整備しておいて、それで我々の活動を律するというようなことは、我々の選択の幅を制限し、動きをとれなくなることではないか、こうした法律主義のどこに誇るべき長所があるのか、昔のギリシア人なら、逆に大いに理解に苦しんだろうと思われる。もともと現代人を骨がらみにしている法律主義はギリシア起源ではなくて、ローマ人のメンタリティの遺産なのである。それはともかくとして、ドグマのこうした不斷の発令もエックレーシアの仕事全体から見れば、むしろ從であつて、主たる仕事は政治的論議と政治的決定にあつたと云わなければならぬ。外交問題、同盟や条約の締結や破棄、戦争か平和かの決断、そういうものが主たる

論議的目的であつた。戦時になれば、といつても、五・四世紀の全盛時代のアテナイを考えると、いつも戦時にあるみたいなものだが、こうした戦時ともなれば、戦争方針、遠征軍の派遣、作戦の展開、司令官の任命、等々を論議し決定したのである。以上、今流に云うと、立法と行政と、それから残るところの司法の作用もエックレーシアの占有するところであった。事実、場合によつては全エックレーシアを前にして裁判が争われることも稀ではなかつたのである。しかし普通は、抽選によつて選出された数百名の裁判官が、母体たるエックレーシアの写し、雛形として法廷を構成し、その庭で黒白が争われたのである。云うまでもなく、専門的職業的な弁護士や判事は誰もいない。刑の度合いや、罰金の量なども、原告と被告がそれぞれ妥当とみとめるものを提示し、判決は必ず、そのいずれかに落着する仕組みであつた。プラトンの『ソクラテスの弁明』をよめば、こうした裁判の運営なり雰囲気なりがかなり正確にわかると云われる。エックレーシアの活動はほゞ以上のようなものであつた。このエックレーシアの外にブーレーなるものがあつたことは先に少し触れた通りである。ブーレーはエックレーシアに上呈する議事の予備的処理を行なつたりエックレーシアの司会運営をつとめたりするのである。また自分たちの間から執行部をつくる日常の国務を總攬し、事実上の政府の役割りを果すのである。ブーレーの構成や機能についてはもつとくわしく説明すべきだが、今はこ

の位にしておく。さて、エックレーシアは、いま見てきたように、国事百般にわたつて決定をくだし、それこそ八面六臂の活躍をするのだが、支配の内実をなす全ての決定に手がまわるわけでは勿論ない。これは当然のことである。事実そんなことをしていては、四六時中集会を開いていても追いつかることになる。そのため、もちろんの支配と統治の役職をもつけて、決定の多くをそれらに委ねざるを得ないのである。役職は、お、むね、委員会なり会議なりの形をとり、一人の人間が占有するボストの形をとることは例外である。かれらの在任期間は一年で、原則として再任はゆるされなかつた。そして任期満了とともにエックレーシアの査問をうけて在任中の功罪を明らかにされる仕組みになつてゐた。個人の専断を防ぎ、多数支配の原則をまもるための實に水ももらさぬ配慮と云わなければならぬ。

だが、以上のような理想的な制度も、實際の運営にあつてはどうであつたか。まずエックレーシアの内外においてデマゴーグの弁舌が絶大な威力を揮つたことは先に述べた通りである。いま、デマゴーグを除外して考えてみても次のようなことが見られるのである。ある提案がエックレーシアにおいて圧倒的多数で採決される、あるいは否決されるということは、重要な提案であればあるほど、まずありえないことである。ペロポネソス戦争なども、侃々諤々の議論の末に、やつと開戦に踏み切つたというのが実情である。プロとコントラ、親スバルタ

派と反スバルタ派、あるいは、ずっと時代が下つて、親マケドニア派、反マケドニア派など、それぞれ二派が併存して、決がいすれに傾くかは際どい場合が多いのである。そういう時に、望む通りの結果を得るために手つとりばやい方法は、どちらでもよいといふ、あまり熱心でない普通の市民を、自分たちの味方に引きこんで投票させることである。それには、日頃人々に援助や恩恵を与えて蓄えた力が物を云うわけである。すなわちアリストテレス流に云うと、友人や財貨の力、つまり、コネとカネの力が物を云うのである。そこに、さきほどわれわれが職業的政治家の名で呼んだ少數の者たちの辣腕の揮い所があるのである。また、一味徒党をくんでエックレーシアの一隅に陣どり、猛烈な怒号や喚声によつて票決に影響を与える、プラトンのいわゆる劇場政治の演出者も彼らである。この者たちは、また、抹殺したい、あるいは追放にしたいと狙いをつけた人物を、あることないことを云い立てて裁判に引きずりこみ、そうして目的をとげるという手も使うのである。その場合、息のかかった小物をつかつて自分は表面に立たないのが普通である。ソクラテス裁判などは、その典型的な一例である。ソクラテスは勿論その事情を知つていた。だからソクラテスの弁明も、表面上の訴状にたいして答えると同時に、その背後の政治的策謀にたいしても暗々裡に答えるという二重の性格を強いられたのである。弁明の言葉のや、難解な箇所はみなこの事情に起因すると云われる。それはともか

くとして、そのほか国家の役職にたいしてもかれら政治家の手はおよび得たのである。官職は、外交使節とか、軍司令官とかの特別の経験と才能を要するポスト以外は、みな候補者の中から抽選によつて選ぶのが仕来たりであつた。公平のようだが、しかし一味の中から多数の候補者をだせば、その役職を握れる確率は高いのである。また自分の息のかからないポストにたいしても、隠密裡に違法の手段を用いる覚悟さえあれば道は通ずることもあつたのである。アリストテレスは公職を私腹を肥やすための具としてはならないと繰返し警告しているが、これは逆に収賄その他の不祥事の頻繁に起こりえたことを暗示しているのである。われわれは、それら少数の政治家たちが、あるいは、先に言及した少數のデマゴーグたちがアテナイの民主政治を壊滅していったといつても、左程大きなやまちを犯すことにはならないと云わなければならぬ。

だから人によつては、かつて世界に存在した政治体制はいざれもみな少数支配制であると断言する者もあるのである。これはある意味ではたしかにその通りだが、そう云い切つてしまつては、しかし、一面的のきらいがあると思われる。アリストテレスによれば、どんな体制にとっても、それの維持保全のための最も重要な基本策は共通している、同じだというのである。それは何かと云うと、その体制の存続を欲する人々の数が、しかしさる人々の数を上廻るよう配慮するということである。

つまり、民衆の大半の支持というか同意というか、それを確保することに支配者は最も腐心しなければならないのである。ところがそれは、民意を政策に反映する、とり入れるということなしには不可能である。もつとも、典型的な独裁者と目される者の中には、民意をなみし、公共のためになんらの配慮も払わないことをもつて、むしろ快としているような者もいるにはいる。しかし、こうした者たちの独裁制（単独者支配制）は一様にきわめて短命であった。ギリシアでは、プサンミティコスの独裁制は三年つゞいた、トラシユブーロスは十一ヶ月目に追放されたというような記録が残つているが、大たいそんなものである。独裁者の中には、自分の失敗が明らかになつてからも、いわば往生際が悪くて悪足搔きする者がいる。ギリシアでは、そういう時の常套手段は、奴隸を解放して親衛隊に加えるという手が用いられたものである。日本でも幕末に農家の子弟を士分にとりたてて手先につかうということが行なわれたが、あるいは似たようなものかもしれない。しかし、そういつたことが旨くいつたためしはギリシアにも無かつたのである。これに対して、比較的統治期間の長かつた独裁制、寡頭制（少數支配制）をみると、総じて、かれらが民衆にたいしていろいろと配慮をしめすとともに、民意を政策にとり入れるよう努めていたことがわかるのである。これらのことは何を意味するかと云えば、民衆は、たとえ単独者支配制や少數支配制のもとにおいても、支配者の意思とその

政策の決定にある力を揮つてゐるということである。だから、奢にも棒にもかゝらぬほど低級で、アツという間に消えてしまう特別な場合をのぞいて、少なくとも体制維持の意志をもつノーマルな単独者支配制、少数支配制においては、デモクラシー（多数支配）の要素は厳然として働いている。すなわち、民衆の反撥を慮つて圧政を差し控えるという消極的な形から、民衆の意のあるところを敏感にキャッチしてドシドシ政策にとり入れるという積極的な形にいたるまで、その間に程度の差こそあれ、とにかくなんらかの形でデモクラシーの要素は機能していると云うことができるるのである。

では、単独者支配的要素についてはどうであろうか。どんな体制の中にも、とくに頭抜けた権限と影響力をもつ人物の存在がみとめられると、こう云つて差支えないであろうか。この点は、たゞちに然りと答えて問題はないよう思われる。われわれはどんな国家においても、また一般にどんな組織の中にも、他の人々とくらべて一きわ大きな権限をもつた人物を見出しができるからである。勿論その権限の度合は場合場合によつて、それこそ天地も只ならぬほどの差があるであろうが、いずれにせよ、その人物が、その国家において単独支配的要素をもつた存在であることはない。少数支配制（寡頭制）における、そゝした人物の存在については、アリストテレスに次のような観察がある。「寡頭制が変じて独裁制が始まることがある。これは寡頭制の

つねとして、誰か一人を選んで、これを国政の要職をすべき最高責任者にたてるところから起ころのである云々。」民主制の場合はとすると、たとえばアテナイのデモクラシーの歴史の中にも、我々はたゞちに、クレイステネス、テミストクレス、ペリクレス、クレオポン等の名を思いつかべることができるるのである。

我々は今や一つの結論に達することができると思われる。すなわち、ギリシア人のいう三つの国家体制とは、截然として類を異にする体制ではなくて、一つの連續体をなしてゐる、ということである。別の云い方をすれば、あらゆる国家は、単独者支配制、少数支配制、多数支配制の混合体、アマルガムであつて、たゞその混合の割合に相違があるにすぎないのである。アリストテレスの考えをとれば、この混合要素は更に整理されることになる。すなわち、前二者を一まとめにして少数支配的要素とし、これを多数支配的要素と対置させて、その二大要素すべての体制を考えるわけである。単独者支配は少数支配の極端な場合と考えれば、それを一まとめにして少数支配的要素が、互いに補つて適正な割合で混合されたとき、現実に可能な最もすぐれた、安定性ある国家が生まれると考えたようである。また、そゝした理想的な混合の割合をはずれて、いずれか一方に片寄つた場合でも、その偏向が程々でさえあれば、それでまずまず満足でき

ると云つてゐる。ところが、その片寄りを極端まで押し進めてゆくと、しまいには国家体制の態をなさなくなる、つまり国家は崩壊すると云つてゐる。その喻えが面白い

ので紹介すると——鼻というものは、筋のとおつた理

想的な線であれば、それが一番美しい。しかしそれを逸

れて鷲鼻か獅子鼻のほうへ寄つてゐるとしても、まだま

だ美しいし、見た眼に気持よいものだ。だからといって、

もし彫刻家がそうした片寄りを更に過度の方向へ強めて

ゆくと、まずは、その部分の顔全体に対する釣合いをそ

こねることになり、ついには、その部分がまるで鼻とさ

え見えないようになることになるだろう。それはなぜか

といえば、「相補うべき反対的要素（すなわち鷲鼻性と

獅子鼻性）の一方の過超と他方の不足によつて」なので

ある。アリストテレスの考えはこの位で描くとして、繰返

すが、あらゆる体制は、この鼻の場合のように、あるいは

寒暖計の目盛りのよう連続してゐるのである。それは

要するに程度の差にすぎない。これはまことに単純至極

な認識だが、しかしそれの持つ意味は重いと思う。もしこ

のことの理解が徹底すれば、政治的論議における無用の混

乱の多くは自ら姿を消すだろう。しかしこれは他方、体制の

相違を程度の差として把えることは、その間の相違を量

してこれを無みすることではあり得ない。何人も、温暖

の地をはなれて極寒の地に住むことを、たゞ程度の差に

すぎないからという理由で諾いはしない。政治において

は、あるいは一般に実践の場においては、程度の差こそ

善と悪との相違を生むものなのである。我々はそのことのために命を賭して戦うこともあるのである。

（弘前大学人文学部助教授）

中論の構造

矢本利則

中論を一読すれば、著者龍樹の旺盛な否定の精神はすぐを感じとれる。その大いなる否定の精神の故に、中論は爾来、様々の異なつた評価を受けることになる。曰く、虚無主義である。曰く、否定主義である。さらには、相対主義である等々。今、それらについて詳論するつもりはない、がただそれらの批判もまた、決して理由なくして生じたものでないと考へるならば、中論の中には既に、批判的となるべき言説が見受けられるということになりはしないだろうか。たとえ、その言説がいずれ同じ中論の中で否定反駁されることになるとしても、龍樹の真意を把握しようとした試みることは、同時に、中論の批判者と同じ陥穀に陥る危険を冒すことになりはしないか。

それでは、中論へのアプローチの為にどのような方法が可能であるのか。

思うに、中論の一語一句に囚われることなく、その全体の構造にもしろ注目して、内容の吟味の場合も決して構造を離れることなく、内容と構造とを互いに交渉させあうことだけが唯一可能な方法であろう。

中論は、27章から成り、現存するものは、龍樹自身の手になるとと思われる詩頌（偈）四四五余りのものに後の研究者の註釈を付したもので、これが中論と呼ばれている。考察の対象になるものは三種、青目註の鳩摩羅什漢訳本、月称註のサンスクリット本、無畏註のチベット本である。そのうち、サンスクリット本、チベット本においては、第一章の前に帰敬偈と呼ばれる中論全体の序文が位置しており、漢訳では帰敬偈が第一章の中に含まれているが、その内容の重要さからも、帰敬偈は第一章から独立させて考へるべきであろう。その帰敬偈はまた、漢訳がなじみ深く八不の偈とも呼ばれ、それは次の通りである。

「不生にして不滅、不常にして不斷、不一にして不異、不來にして不出。能く是の因縁を説き、善く諸々の戯論を滅す、我は稽首し礼仏す、諸説中の第一なりと。」

さてこの漢訳との比較の上で、よりよく帰敬偈の理解がなされると思われる所以で、次にサンスクリット訳とチベット訳を参考に、多少意訳した帰敬偈を紹介してみたい。
「（諸法は）生ぜず、滅せず、斷ならず、常ならず、
一義ならず、異義ならず、來たらず、去らず、安穩に戯論を寂滅せしむる（このような内容の一縁起（の法）を説き給える正覚者、諸々の説法者中最勝なるその人に私は敬礼する。」ここで諸法とは、この世の森羅万象の一切即ち一切の存在、真理、法則、及び仏教の教説（仏法）を意味している。

この二つの訳の対比、及びそれぞれの語釈から以下の

ことが窺い知れる。

戯論とは、無義・無益な言論の意味で具体的には龍樹の当時のインド思想界にあつたインド教シヴァ派・インド教ヴィシュヌ派・時論師・數論派(サーンキア学派)、勝論派(ヴァイシェーシカ学派)・仏教内の説一切有部などのような法有の立場を指し、これに対する中論派即ち中觀派の立場は一應法空と言えよう。しかし歴史的背景を抜きにして考えても、戯論とは帰敬偈から、諸法の生・滅・常・斷・一・異・來・去を容認する法有の立場であろうことは容易に推察しうる。則ち、帰敬偈は仏道(しかも大乗仏教)を正統とする仏道以外の説の否定を意味しているのである。

不生、不滅などによる八不の偈によつて、帰敬偈は何を意味するのか。八不の内容は、四組の相反する極端な見解各々の否定である。しかし、必ずしも帰敬偈で挙げた四対の見解で事足れりとは出来ないだろう。漢訳本に青目註も八不に言及し、論敵の疑問を想定して言う、「諸法は無量なり、何故に但だこの八事(八つの見解)を以つて破すや。」と。それに対する青目の答えは、「法は無量なりと難も、略して八事を説けば、則ち、總じて一切を破すと為す。」とあり、他の註釈本も含めて、諸法の論破のために仮にこの八不で代表させているとするのが妥当であろう。則ち、あくまで八不は代表であり、帰

敬偈の真の目的は一切の見解の否定にある。

「八不の中道」或いは「八不顯実」と云う考え方によく示されている。則ち、生滅去來断常一異は八種の迷執であり、これらを否定しさるということは、単に一の見解の否定に留まらず、両極端な見解の否定であるわけだから自然そこに中道の理が浮かび上がるわけである。八不中道はこのように相対差別を否定し絶体無差別を中に託しているのであるが、果して龍樹の意図が相対的な見解の否定による中道の主張にあるのかは未だ疑問の余地があり、八不の偈のみからは直ちに中道の主張は無理なものと考えられる。

再び帰敬偈の構造に着目すると、諸法が不生不滅である等の八不であるということは、則ち單にあらゆる全存在が不生・不滅……であるだけではなく、先に述べた諸法の定義より、あらゆる教説・真理も不生・不滅……なのであるから当然帰敬偈は、(諸法→八不(中道))↓縁起(=法)→八不(中道)という二重構造を有していると言えよう。

帰敬偈そのものの考察はこれまでに留め、次に帰敬偈とは最も密接な関係にある第一章観因縁品(縁の考察の章)の考察から更に帰敬偈の意味を探つてみよう。

結論から先に言えば第一章の主張は縁の否定にある。第一章を構成する14の偈一々を考察してみよう。

第一偈は四不生の偈とも呼ばれ、生成の運動の否定で

ある。第一偈の理解の為には第二偈をも合わせて考察する必要がある。そこでこの両者からすれば、第一偈の構造は次の如くである。則ち、「共よりならず」までの部は有因を否定し、「無因よりならず」で無因を否定している。更に第二偈は、有因の否定の論拠であると解せる。

第三偈は、小乗説一切有部の主張であり、この偈の真偽が以下の偈で考察される。

第四偈は、前半が果が有ると前提した時の果（を生ずる作用）と縁との関係を二つの場合に、後半が縁が有ると前提した時の縁と果（を生ずる作用）との関係を二つの場合に分類したもので、縁一般の考察に於ける設問、仮定の意義を持つ。

第五偈は、縁一般の定義、及びその定義による果と縁の考察で、前偈の仮定に対し疑問を投ずるものである。

第六偈は結論部分で、梵訳からは縁一般の否定が、更に漢訳からは有・無の否定もが意味されている。

第七偈～第十偈は各々四縁の否定にあてられる。則ち縁を全て否定することにより、説一切有部の説は論破されることは第十偈である。まず十二縁起説の否定だけでも驚くべきことであるが、より意義あるのは第十偈の構造である。則ちこの偈の後半部「是の事有るが故に、是の事有りと説くは然らず」を単に存在に限定せず、教説・真理などに広く適用すれば、前半部の「諸法は無自性なり、

第七偈～第十偈は各々四縁の否定にあてられる。則ち縁を全て否定することにより、説一切有部の説は論破されることは第十偈である。就中第十偈は増上縁の否定であるが、青目註釈からこの偈は十二縁起説の根本をなす思想の否定であり、比處で遂に仏説も否定されるのである。

第十一～十四偈は再び果と縁、更に非縁の否定に当たられている。

一応第一章の全ての偈の意図は以上の如くであるが、

これらから我々が得られるのは、龍樹の積極的な主張ではなく、むしろ否定の精神、いや正確には否定の否定の運動である。例えば第八偈などに見られる「果の否定→（無果）→無果の否定→…」などのように、更には縁についても「縁の否定→（非縁）→非縁の否定→…」「（第六偈など）」という図式が得られるよう、この否定の否定の運動は中論の全体を覆っていると言えるのである。この否定の否定の運動の背景をなしているのは根本的な仏説、「無執着」ということである。特に第一章に於ける法は、狹義の存在一般として用いられているのが大部分であるが、その法に廣義の教説・真理の意味をも付すことによって、執着を断つための否定の否定の運動はより徹底したものとなっている。それがよく表われているのは第十偈である。まず十二縁起説の否定だけでも驚くべきことであるが、より意義あるのは第十偈の構造である。則ちこの偈の後半部「是の事有るが故に、是の事有りと説くは然らず」を単に存在に限定せず、教説・真理などに広く適用すれば、前半部の「諸法は無自性なり、故に有相あること無し」という説の形にむしろそのまま當てはまるではないか、また前半部の前提によつて後半部の主張も成立する。よつて第十偈は、一つの命題であると同時に、同じ命題の否定の命題をも意味すると云う風に複雑な構造なのである。この矛盾即ち否定の否定の運動を短い偈の中で、しかも、単に一見解に關説するのではなく、全諸法に適用し余すこと無く表出していいる点

特記すべきと思われる。

更に諸法は無自性なりという部分に着目すれば、むしろ先に得た諸法→中道という図式の成立すら覚束なくなる。やはり中論は単に否定主義のそりりを免れ得ないのであろうか。

これまで、帰敬偈、第一章のみの考察であつたが、更に中論全体に目を向けてみよう。

中道の否定の精神を端的に言い表わしているのが空である。中論はむしろこの空の論書であると言つても過言ではない。それでは中論の偈の中から空に関して述べられている代表的なものを考察してみよう。

第四章8・9偈（以下四・8・9と略す）空義を以つてする論破・解説は、その否定非難が成立せず。完全なものとされる。

（十三・3）一切の法は空であるが故に、法は無自性あり、無自性な法であるから、法は存在しない。

（十三・8）空と不空の否定である。

（十三・9）空は、諸見解の離説の為に説かれるが、空有りとする見解も、同時に否定されねばならない。

（二十二・11）「空であると言わるべきでない。然らざれば、不空である。其である又共でない。というのがあろう。然し、すべて仮説の為に説かれるのである。」（梵訳）

（二十四・1・5・6・7）一切皆空と説けば、四聖諦も三宝及び世俗の一切諸法をも否定することになる、

と考えるのは誤りである。そのように考えるのは、空に於ける目的と、空性と、空と云う語の意味を知らないからである。

（二十四・18）「縁起であるものをすべて我々は空でみると説く。その空は相対の仮説である。これがまさしく中道である。」（梵訳）即ち縁起＝空が強調され、初めて中道が主張されている。

（二十四・19以下）不空の否定。

さて、これらの偈からすれば、空もまた最高の真理として説かれてはおらず、我々に残されるのはやはり、否定の否定の運動である。ならば、この中論では「一体何が主張されているのか。その解決の糸口は（二十四、8）にある。即ち「諸仏は二諦によつて衆生のために法を説けり。一は世俗諦を以つて、二は第一義諦なり。」

この偈を空に適用すると、「A」「一切法は空である。」とするのが世俗諦であるなら、「B」「一切法は空である」との主張も空である。」とするのが第一義諦と言えよう。更に、その「B」の主張も我々に了解された段階では、即ち世俗諦となり、その主張への執着を断つための「B」の更なる否定が第一義諦へと移行することになる。

このように、否定の否定の運動は常に、世俗諦から第一義諦の方向へ続く、謂わば上昇の否定であり、單なる否定の為の否定ではないのである。換言すれば、中論はこの複雑に呼応し合い、否定し合う偈の構造の中にこそ巧みに否定の否定の運動を現出することを始めて可能に

したのである。それ故に中論は、あらゆる執着を断つべき仏道の修行の方向を示した書である。しかも、ともすれば誤解を生じやすい言語を使用しながら、その言語による主張を主張とせず、その構造の中に最高の真理へ至る唯一可能な道程を示し得た、優れた実践の書と言えるのではないだろうか。

弘前大学哲学会規約

第一条（名称）本会は弘前大学哲学会と称する。

第二条（目的）本会は広義の哲学の研究とその普及をはかることをもつて目的とする。

第三条（事業）本会は次の事業を行なう。

一、毎年一回機関誌「哲学会誌」を発行する。

二、研究会・講演会を開く。

三、その他

第四条（事務所）本会の事務所は弘前大学人文学部哲学研究室内に置く。

第五条（会員）左記の各項の一に該当する者をもつて本会会員とする。

一、弘前大学哲学関係教官

二、弘前大学文理学部並びに人文学部哲学専攻

の卒業生および在学生

一、弘前大学教育学部哲学倫理学専攻の卒業生

および在学生

一、その他本会の趣旨に賛同する者

第六条（会費）会員は会費（当分年額一〇〇〇円、ただし、本学学生は当分年額五〇〇円）を納入する

ものとする。

第七条（役員）本会には左記の役員を置く。役員の任期は二年とし、重任を妨げない。

一、会長 一名
一、委員 若干名
一、幹事 若干名

第八条（総会）本会は毎年一回総会を開く。
第九条（附則）1. 本会の規約改正は総会の決議による。
2. 本規約は、昭和四十一年四月二十九日から施行する。

弘前大学哲学会役員

会長 斎藤武雄

委員 伊東洋一・松居正俊・岡崎英輔

五十嵐靖彦・栗原靖・宮浦春昭

須田朗・矢島忠夫・三浦秀

川口光勇・斎藤俊哉・白取翠

三上登・二唐資朗・本田翠

伊東洋一・須田朗・川口光勇

成田紘治

哲学会誌 第十三号

昭和五十三年五月六日
発行 弘前市文京町哲学会

印刷 ヒロサキニユーフリント一會

③
丁Eし
931
弘前市大町二丁目一の三
フント一會